

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象区域について、国が東京都、北海道等の特例警戒都道府県を除く42府県を解除したことにより、多くの国民は感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る「新しい生活様式」の道を歩み始めた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が地方に残した爪痕は深刻であり、地域経済や住民の安全安心を円滑に取り戻すためには、依然として地方自治体のきめ細やかな支援が必要な状況である。

全国60市で2,233万人の住民を抱える中核市は、圏域の中核都市として近隣市町村を含めた保健・医療、経済・雇用、教育・文化等を推進する役割を担っており、新型コロナウイルス感染症という自然災害からいち早く復興することで、圏域全体の経済的な回復をけん引することが期待されている。実際に各中核市においては、厳しい財政状況の中でも地域の実情に応じた独自の支援を実施しており、近隣生活圏・経済圏の復興に向けて全力を上げて取り組んでいるところである。

一方で、国の緊急経済対策の中で示された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「臨時交付金」という。）は地方の復活に向けた重要な財源であるが、今後の回復フェーズを見据えた際に額が大きく不足している。

については、中核市が地域経済及び市民生活の回復に向けて実効性のある対策を速やかに推進するため、臨時交付金をはじめとする地方への財政的な支援について、第二次補正予算の編成に反映していただくよう強く要請する。

【重点項目1】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく外出自粛や、同法第24条第9項に基づく休業要請等に伴う措置として、国の支援措置とは別に、各自治体においては地域の実情に即した独自の給付金等を行っているところである。こうした取組の財源となる臨時交付金については、2020年度補正予算において1兆円が計上されているところであるが、緊急事態宣言期間の延長や住民ニーズの更なる高まり等により決定的に不足している。

臨時交付金の総額について、大幅に増額するとともに、収束後の消費の底上げ等を見据えた継続的な財政措置を行うこと。

加えて、新型コロナウイルス感染症という自然災害からの復興に対する

交付金という性質に鑑み、財政力にかかわらず地域経済及び市民生活の回復に必要な額を措置すること。

- (2) 感染拡大防止や医療提供体制の整備には、保健所が大きな役割を果たすことを踏まえ、保健所設置自治体が感染拡大防止に必要な施策を確実に実施できるよう臨時交付金を重点的に配分すること。
- (3) 自治体の趣向を凝らした取組の財源として幅広く充当を可能とするとともに、遡及適用や複数年度にわたる事業活用等、弾力性が高く柔軟で事務負担の少ない制度設計とすること。また、必要な資金を早期に交付するなど自治体における財源確保への対策を講ずること。

【重点項目2】地方における税収減に対する財政措置について

地域経済の停滞による税収減や、社会保障関係の義務的経費の増加により、地方財政は極めて厳しい状況に置かれている。地方の安定的な財政運営のため、令和2年度の税収減対策として、地方交付税の前倒し交付や地方債の利子補填、減収補填債発行の対象税目拡充等、的確な財政措置を講ずること。

令和2年5月22日

中核市市長会